

第2号議案

平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益社団法人 石川県バス協会

はじめに

我が国経済は緩やかな回復傾向が続いており、その効果が徐々に地方部にも波及してきている。有効求人倍率も全国的に高水準で推移している。バス事業については、地方部の乗合バス事業は、過疎化の進展等を背景に依然厳しい経営状況が続いている。一方、貸切バス事業は、新運賃料金制度の下で経営基盤の健全化が進んでいる。

また、政府においては、インバウンドの振興、働き方改革などを重要施策として推進しており、バス業界としてもこれらの施策に着実に取り組む必要がある。

このような中で、石川県バス協会は、公益目的事業を通じて、社会的責任を果たすべく、地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全の確保、人と環境にやさしいバス普及のための調査、研究及び助成等を実施します。

とりわけ、バス事業にとって最重要課題である安全の確保については、軽井沢スキーバス事故を受けて策定された「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、その実効ある取り組みが求められており、日本バス協会と協調して安全安心な輸送サービスの提供に努めます。

このため、平成30年度には、次の各事項を重点に会員各位とともにバス事業を巡るこれらの情勢や諸課題に対処し、バス事業の発展を図ることとします。

記

1. バス事業関係諸制度及び関係予算・税制等への対応

- (1) 地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえ、地域交通のあり方について地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築して、「地域公共交通網形成計画」を策定し「地域公共交通再編実施計画」として国交省より認定を受ける運びになっているものの、石川県内では未だに策定検討中の状況である。今後も乗合バス事業が引き続き地域公共交通の中で重要な役割を果たし、路線の維持や再編等が円滑に進み、地域の期待に応えられるよう、日本バス協会と協調して取り組みます。
- (2) バス関係予算・税制について、平成30年度の持続可能な地域公共交通ネットワークの実現予算は、210億円（前年度214億円）の内数、自動車運送事業の安全総合対策事業予算は、9.5億円（前年度11.4億円）、地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車の普及促進予算は、5.7億円（前年度6.4億円）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業予算は、9.6億円（前年度8.5億円）の内数となったが、今後も日本バス協会とともに他の自動車関係団体と適時協調して、安全対策等予算の大幅充実や嘗自格差等現行税制特例の堅持とともに車体課税等関係税制の負担軽減措置等が図られるよう適切に対応します。

2. 環境対策の推進

(1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため、日本バス協会とともに次の諸活動を行います。

① 「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策や「バスの環境対策を強化する月間」の実施による自動車点検整備推進運動、エコドライブ運動の推進

② 日本バス協会と協調助成し、環境にやさしいバス・安全なバスへの代替促進

(2) 石川県からの「全国不正軽油撲滅強化」及び国土交通省からの「不正改造車排除強化」に対する広報活動等に積極的に協力します。

3. 交通バリアフリー対策の推進

(1) 平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、「移動円滑化基準」に適合した人にやさしいバスへの代替促進を図るべく日本バス協会と協調助成を実施するとともに国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及促進に努めます。

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、関係協議会に参画するなど普及・啓発に努めます。

4. 安全輸送対策の推進

(1) 国の「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき日本バス協会が策定した「バス事業における総合安全プラン2020」に関する各種安全対策について、委員会等を開催し情報提供に努めるとともに、関係安全対策会議に参画し事故防止の取り組みを推進します。

(2) 軽井沢スキーバス事故を受けての「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に関する各種通達やガイドライン等について、その取り組みが確実なものとなるよう継続して周知徹底に努めます。

(3) 全貸切バス事業者が義務付けの運輸安全マネジメント制度について、各種セミナー・講習会等の情報提供に努めるとともに、国交省認定セミナー受講に対する助成を実施し、取り組みの推進に努めます。

(4) (公財)運行管理者試験センターの運営に参画し、その業務の適切な執行に協力します。

(5) 日本バス協会の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、検知器の性能維持や適正使用等飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう引続き周知徹底に努めます。

また、秋の全国交通安全運動期間に併せて「飲酒運転防止週間」を実施するなど、業界をあげて飲酒運転の根絶を図ります。

(6) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため、日本バス協会と協調し【車内事故防止キャンペーン】について地方自治体等の広報掲載の要請を行い、利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図ります。

特に、大きな割合を占める発車時の車内事故防止について、引続き重点的に取組みます。また、シートベルトの着用について、リーフレットによる啓発やバス出発時の案内等に加え、旅行業界にも協力要請し着用の徹底を図ります。

(7) バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、日本バス協会の「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達について、引続き周知徹底に努めるとともに、関係機関と合同でバスジャック対応訓練を実施し、取り組み強化を図ります。

(8) 大規模な地震等災害に対処するため、日本バス協会が作成した「大規模災害基本対応マニュアル」の周知及び国、地方公共団体とも協力連携して災害時の危機管理や安全防災

対策の強化を図ります。

- (9) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に監査等の実効性の向上として盛り込まれた「貸切バス事業に対する適正化機関の活用による監査の重点化」に関し、適正化機関から委託される会員事業者に対する巡回指導業務について、北陸信越ブロックの地方バス協会と歩調を合わせ、適切な対応を図ります。

5. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先対策の拡充、幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備並びに金沢駅西広場団体バス乗降場の安全で円滑な運用及び観光施設に付随した観光バス駐車場の拡大確保等について引続き関係機関に働きかけを行います。

6. 高速乗合バス事業振興策の推進

- (1) 高速乗合バスに係る安全確保措置を徹底し利用者の信頼回復に努めるとともに、路線網拡充のための制度見直しや急増している外国人旅行者への案内・表記に対する支援等を要請するなど高速乗合バス事業の発展を目指します。

7. インバウンド（訪日外国人旅行者）の振興

- (1) 訪日外国人旅行者の利便向上等を目指し、日本バス協会が策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の実施に向けて適切に対応します。

8. 貸切バス事業振興策の推進

- (1) 「旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を定期的で開催するとともに、「安全運行パートナーシップ宣言」の遵守等、両業界の連携強化による貸切バス事業の振興に努めます。
- (2) 貸切バス事業における新運賃・料金制度について、引き続き制度の定着を目指し、日本バス協会等と協調して取り組むとともに地方自治体及び旅行業界等の関係機関に対して更なる周知に努めます。
- (3) 利用者が安心して利用できる貸切バスを目指した日本バス協会の「貸切バス事業者の安全性評価認定制度」について、認定取得事業者の拡大とポスター等を活用した制度のPR普及に努めます。
また、同認定制度に関する事業者への訪問審査についても、積極的に協力します。

9. 労働問題への対応

- (1) 働き方改革実現会議で示された同一労働同一賃金や過労死防止の観点からの法令による時間外労働の上限規制の方針を踏まえて、日本バス協会が策定した「バス事業における働き方改革実現のためのアクションプラン」の実施に向けて取り組むと共に、運転者の年間総実労働時間の短縮及び適切な労務管理実施のための活動や労使交渉に関する連合・私鉄総連等の情報提供を行うなど労働問題に適切に対応します。
- (2) バス運転者確保対策における大型二種免許取得に関する日本バス協会や厚生労働省の助成金活用等の情報を会員事業者へ提供するとともに関係機関における会議等への参画や学校訪問など関係団体と協調して適切に対応します。

10. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

(1) 運輸事業振興助成交付金事業として、次の事業を積極的に推進します。

①安全運行の確保事業

運転者適性診断・運行管理者一般講習・運輸安全マネジメント認定セミナー・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査・ドライブレコーダー導入・アルコール検知器導入・大型二種免許取得養成・運転者安全研修に対する助成事業、運転者安全講習会及び優良運転者認定式、交通安全運動等広報活動等

②輸送サービス改善事業

日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に対する助成事業、バス停留所・待合所等の整備に係る施設整備費助成事業、「バスの日」関連事業を中心としたキャンペーン活動等

③環境対策事業

日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バスの車両更新（中古車購入）に対する助成事業等

④貸切バス適正化事業

貸切バス適正化機関から業務委託される会員事業者に対する巡回指導を中心とした適正化事業

(2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行います。

11. 優良運転者認定制度の推進

平成17年度に設立した制度を活用して、認定者の拡大による安全意識の高揚に努めます。

12. 広報活動の推進等

(1) 当協会のホームページの情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、バス業界の取り組み及び会員情報等広汎な情報提供を行います

また、9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーン等、諸行事の情報発信に努めるとともに、新聞等を通じてバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

(2) 石川県バス協会移転計画について

平成30年9月3日予定の北陸信越運輸局石川運輸支局の移転計画に伴い、石川県自動車会館も同時期に隣接地に移転する計画であり、関係団体と同様に移転に関する届出や広報周知等所定の手続きを行います。

以上、平成30年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はありません。